คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมมาตรการยกระดับอุตสาหกรรม (Smart and Sustainable Industry)
กรณีมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการปรับเปลี่ยนเครื่องจักรและระบบอัตโนมัติ
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 15/2565

非公式訳
投資委員会事務局説明書
件名：投資委員会布告第 15/2565 号に基づく
機械入れ替えおよび自動化による効率向上措置の場合における
産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）に基づく奨励申請

仏暦 2565 年（2022 年） 12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号「産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）」に基づく既に操業しているプロジェクトに対する機械入れ替えおよび自動化による効率向上措置に基づく投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項　仏暦 2567 年（2024 年） 6 月 13 日付投資委員会事務局説明書「投資委員会布告第 15/2565 号に基づく機械入れ替えおよび自動化による効率向上措置の場合における産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）に基づく奨励申請」を廃止する。

第 2 項　奨励申請

2.1 恩典申請者は、「投資委員会布告第 15/2565 号に基づく機械入れ替えおよび自動化による効率向上措置に基づく恩典付与基準に従う奨励申請書添付書式（F PA PP 30）」とともに、一般事業用投資奨励申請書（F PA PP 01）またはサービス事業用投資奨励申請書（F PA PP 03）を用いて、「奨励申請書」を提出する。

2.2 恩典申請者は、海外からの機械輸入または国内での購入ならびに国内外からのデジタル技術の購入またはレンタルを行う前に、奨励申請書を提出すること。輸入日または資産の取得日から検討する。また入れ替える機械は新品のみとする。なお、生産能力または事業規模に変更がない場合も、効率向上により生産能力または事業規模が拡大される場合に含む。

2.3 効率向上のための機械入れ替えは、生産量を増加させるもしくは生産・サービスにおける資源利用を効率化させる、又は生産・サービス向上のために自動化機械およびロボットを導入すること。恩典申請者は機械改造又はプロジェクトにおける自動化機械導入の計画を示している実施計画を提示すること。なお、自動化でない機械入れ替えの場合は、機械の入れ替え前後の単位当たりの生産コスト／サービスコストのデータを提示し、機械の入れ替えによる効率向上を反映するために、削減された単位当たりの生産コスト／サービスコストを示さなければならない。

2.4 恩典申請者が同意された重要な内容に関する実施計画の変更または修正を行う場合は、海外からの機械輸入または国内での購入を行う前および操業開始の許可を取得する前に検討・承認を得るために、奨励証書発給日より 3 年以内にプロジェクト変更を申請すること。

2.5 恩典申請者は奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。また、事務局が指定する書式を用いて操業開始を申請すること。

第 3 項　資格、対象および恩典

3.1 奨励取得者の資格

3.1.1 奨励申請事業は仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号に基づく業種であり、奨励申請時に投資委員会が公示した対象業種であること。ただし、仏暦 2568 年（2025 年 ）1 月 31 日付投資委員会布告第 Por.2/2568 号「投資委員会布告第 11/2565 号、第 15/2565 号、第 17/2565 号、第 17/2567 号、第 18/2567 号、第 19/2567 号および第 1/2568 号に基づく 恩典の対象外とする業種」おあよびその改定増補に基づく業種は除く。

なお、既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の免除または減税期間終了後に、本措置に基づき奨励申請ができる。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。また、既存の被奨励プロジェクトは本措置に基づき奨励申請を行う前に、プロジェクトに基づく操業開始を完了させること。

3.1.2 恩典申請者は他の政府機関から同様な目的で機械入れ替えおよび自動化に関する事業のための税制上の恩典の重複取得をしていないこと。

3.2 奨励の対象

機械の劣化によるスペアパーツ・消耗品の入れ替えを除き、生産およびサービスの効率を向上させるための機械入れ替えおよび自動化は以下のように 2 つの場合に対象範囲が分けられる。

3.2.1 効率向上のために自動化機械ではない機械を入れ替える場合

(1) 効率向上および業務プロセスまたは業務管理の向上のために、生産およびサービスに使用するデジタル技術の導入を含む自動化機械ではない最新技術を導入すること。例えば、デジタルデータのストレージシステムを備えたデータ測定器の設置、生産またはサービスを制御または管理する目的でのデータ分析システムの設置、制御または管理のためのモノのインターネット（Internet of Things）の導入など。

(2) 従来の生産ライン・生産技術の新機種の使用

(3) 従来製品の品質向上のための機械入れ替え

3.2.2 効率向上のために自動化システムを導入する機械の入れ替えの場合

業務が効率化できるように自動化システム（Automation System）を導入し全部または一部のプロセスに運用し、生産またはサービス提供の効率向上のために追加で機械および自動化システムまたはロボットを入れ替えるまたは設置しなければならない。例えば

- 一部のプロセスを管理するまたは作業する機械の設置。倉庫内の製品の自動搬送システム、包装システム、原材料準備システム、サイロの自動化システムなど一部の作業が管理できるようにし、生産ラインまたはサービス提供を効率化する。
- 全部のプロセスを管理するまたは作業する自動化システムまたはロボットの設置。特に、炉の清掃ロボットの設置、自動原材料供給ユニット（Autoloader）、生産ラインにおける X 線装置の設置、生産計画・管理システム（ハードウェア・ソフトウェアの両方を含む）など、高精密または高い品質を求めるプロセス、または作業者がシステムやロボットに指示を行い管理・維持する役割のみ持ち、労働の使用が適切ではないプロセス。

なお、業務プロセスまたは業務管理の向上のための事業へのデジタル技術付き自動化システムまたはロボットの導入の場合を含む。

3.3 付与される恩典

3.3.1 機械の輸入税を免除する。

3.3.2 法人所得税を 3 年間免除する。ただし、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50%を上限とする。なお、既存事業からの収入を法人所得税免除対象とする。

タイ国内の自動化機械製造業への連携または支援がある機械の使用が入れ替える機械の金額の 30% 以上である場合は、投資金額（改善における土地代および運転資金を除く）の 100%を上限とし、法人所得税を 3 年間免除する。

なお、国内の自動化機械製造業への連携または支援がある機械の金額計算方は、関連するサービスを含む機械と設備の源、並びに国内で発生する支払証拠から検討し、国内で発生する第 4 項に基づく投資金額を対象として換算される。

第 4 項　免除される法人所得税換算に使用される投資金額の計算指針

4.1 投資金額の計算詳細は、以下の通りである。

4.1.1 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

1) 建物費用とは、建物の貸借料を除き、機械入れ替え対応のための建物の建設または改築である。

2) 機械費用とは、エンジニアリングデザイン料金、輸送費、機械設置費、試運転費など一般に認められた会計原則に基づき、機械が使用可能な状態になるまで関係する様々な費

用を含め、効率向上に使用される機械費用である。しかし、機械のメンテナンスサービス料金は除く。なお、機械賃貸借の契約期間 1 年間以上の新規機械の賃借料も含まれる。

3) 機械/設備の制御と管理や生産システムまたはサービスの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用

4) 人工知能（Artificial Intelligence いわゆる AI）、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析(Data Analytics) への投資金額もしくは支出。

5) 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならない企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用。バックオフィスとして作動する企業管理向けソフトウェアは対象外とする。なお、デジタルサービス提供のためのソフトウェアまたはプラットフォームの開発事業において奨励されている、またはデジタル経済振興庁（DEPA）、国立科学技術開発庁（NSTDA）あるいは委員会が同意した関係機関によりタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスを認証されたか登記された、少なくとも 1 社タイ国内事業者が開発・改善したもののみ計算対象とする。

6) サービス提供のために国内で装置を設置したクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1 年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

4.1.2 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

1) 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用。関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者が開発・改善したもののみとする。機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動するソフトウェアでなければならない。バックオフィスとして作動する企業管理向けソフトウェアは対象外とする。

2) タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1 年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

4.2 他の政府機関から同様な目的での事業支援ための補助金を受けている場合、免除される法人所得税の計算に使用する投資金額として計算されない。

第 5 項　初期に認証を得たか登記された、タイ国内でソフトウェアを開発・改善する事業者リストの確認指針

5.1 投資奨励を取得した事業者の場合

投資委員会事務局のウェブサイトでソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において奨励されている事業者リストを確認できる。

5.2 関係機関により認証されたか登記された事業者の場合

5.2.1 デジタル経済振興庁（DEPA）のウェブサイトでタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスを認証されたか登記された事業者リストを確認できる。

5.2.2 国立科学技術開発庁（NSTDA）のウェブサイトのイノベーション技術支援プログラム（Innovation and Technology Assistance Program: ITAP）で ERP 専門家として登記された事業者リストを確認できる。

なお、奨励取得後に確認される場合、被奨励者は本措置に基づき投資奨励を申請した時点でその国内で開発・改善した事業者が認証されたか登記されたものである証拠を提示しなければならない。

第 6 項　法人所得税免除の恩典使用指針

6.1 法人所得税免除対象の収入は、奨励証書取得後に発生する収入であり、奨励証書発給日の翌日からとする。

6.2 法人所得税免除の恩典使用は各会計期間の当該プロジェクトによる純利益の全額のみを対象として使用すること。分割して一部だけ使用することは出来ない。

6.3 被奨励者が純利益を持ち、法人所得税免除の恩典使用を希望せず、法人所得税を納付した年には、納付された法人所得税税額が奨励証書に示された法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除の期間は数え続けられる。

6.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算は以下の 2 つの場合において検討される。

6.4.1 奨励証書発給日から 3 年間以内に操業開始を申請する場合は、投資金額は奨励申請日から操業開始申請日まで数える。

6.4.2 奨励証書発給日から 3 年後に操業開始を申請する場合は、投資金額が奨励申請日からスタートし、奨励証書発給日から 3 年間となる日まで数える。

6.5 法人所得税免除恩典を申請する各会計期間の法人所得税の上限額は、場合により実際の投資金額の 50%あるいは 100%とする。

以上、お知らせする。

（署名）
投資委員会事務局
仏暦 2569 年（2026 年）2 月 18